

号外はインターネットの福島民報ホームページ（<http://www.minpo.jp/>）でもご覧になれます。

国と東電に責任

福島地裁が賠償命令

原発事故集団訴訟 前橋判決に続き

東京電力福島第一原発事故の被災者約三千八百人が国と東電に損害賠償などを求めた生業（なりわい）訴訟の判決で、福島地裁（金沢秀樹裁判長）は十日、国と東電の

責任を認め、両者に賠償を命じた。全国で約三十件ある同種集団訴訟で三件目の判決。一件目の前橋地裁に続き、国の責任を再び認めた。



生業訴訟では先行して判決が言い渡された前橋、千葉両地裁で判断が割れた津波対策を巡る国の責任の有無や、居住地の放射線量を事故前の水準に戻す「原状回復」を認めるかどうかと、国の賠償指針の妥当性が争われた。

訴状などによると、政府の地震調査研究推進本部が二〇〇二（平成十四）年に公表した長期評価などを基に、国と東電は約十倍超の津波が福島第一原発に襲来すると予見できたのに、東電は浸水対策を怠り、国は対策を命

じる規制権限を行使しなかったため事故が起きた」としている。

被告側は、長期評価は知見として不十分な上、長期評価を踏まえた試算を前提に対策を取っても

事故は防げなかったと反論。国は当時、東電に浸水対策を命じる規制権限はなかったと主張してい

た。東電は国の指針に基づき十分に賠償しているとして、請求棄却を求め

た。三月の前橋地裁判決は、東電は巨大津波を予見し、事故を防げたと指摘。国も規制を怠ったと

して両者に賠償を命じた。一方、九月の千葉地裁は「対策を取っても事故は防げなかった可能性

がある」と国の責任を認めなかった。

福島原発事故の責任を巡っては、東電の旧経営陣三人が業務上過失致死

傷罪で強制起訴され、東京地裁で公判中。

福島第一原発事故の集団訴訟で国と東京電力の賠償責任が認められ、福島地裁前で垂れ幕を掲げる原告側弁護士ら（10日午後）